

## 江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画(以下「構想・計画」という。)の策定に当たり、構想・計画を検討及び協議するため、江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、江戸川区長(以下「区長」という。)の求めに応じ、構想・計画案について検討及び協議を行い、区長に提言する。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

学識経験者

町会・自治会分野を代表する者

産業分野を代表する者

公募区民

区議会議員

区職員

2 前項に掲げる者のほか、区長が必要と認める者を委員に委嘱することができる。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画の策定までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

( 報償 )

第 7 条 第 3 条の委員 ( 同条第 1 項第 6 号に規定する区職員を除く。 ) に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

( 庶務 )

第 8 条 委員会の庶務は、新庁舎・大型施設建設推進室新庁舎建設推進担当課、経営企画部企画課及び都市開発部都市計画課において処理する。

( 委任 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。